

戸塚区連合町内会自治会連絡会5月定例会 議 題 説 明 書

総務局緊急対策課

議題名：警戒レベル(避難情報)の変更について

【内容】

令和元年6月から全国的に警戒レベルを用いた避難情報が発令(配信)されていますが、内閣府の風水害対策の検討により、令和3年5月から、警戒レベルの「避難情報の名称」が変更されます。

市民の皆様へは、広報よこはま6月号や横浜市ホームページでお知らせするとともに、国からも国民に対し6月の出水期までにメディア等で広く周知される予定です。

【例年あげている議題か？】

今回初めての議題です。

【何をすればいいのか？】【いつから(いつまでに)すればいいのか？】

情報提供しますので、ご承知おきください。

【その他、注意することなど】

問合せ先

担当部署 総務局緊急対策課

担当者名 佐々木 正樹

TEL. 671-2064 FAX. 641-1677

警戒レベル（避難情報）の変更について

令和元年台風第 19 号等の被害を受け、内閣府により風水害対策が検討され、令和 3 年 5 月中に災害対策基本法が改正され、警戒レベルの「避難情報の名称」が変更されます。
また、法改正に伴い、本市から発令する避難情報も変更します。

1 警戒レベル（避難情報）の名称変更【全国統一で変更されるもの】

(1) 警戒レベル 3 の名称見直し 「避難準備・高齢者等避難開始」⇒「高齢者等避難」

ア 早期の避難を促すターゲットを「高齢者」と明確にします。

イ 高齢者等以外の避難に時間を要する人も、避難するタイミングとなります。

※高齢者等の「等」には、障がいのある人などの避難に時間を要する人が含まれます。

(2) 警戒レベル 4 を「避難指示」に一本化

ア 避難勧告 と避難指示（緊急）の一本化により、避難のタイミングを明確化します。

イ 現行で避難勧告を発令しているタイミングで避難指示を発令します。

(3) 警戒レベル 5 の位置づけ変更 「災害発生情報」⇒「緊急安全確保」

ア 災害が発生又は切迫し、警戒レベル 4 での避難場所等への立ち退き避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保する行動へと行動変容するよう促す情報として位置づけます。

イ 警戒レベル 4（避難指示）を発令した後に、区長（市町村長）が住民等に特に避難を促したい場合に発令することができます。

2 本市から発令する避難情報例

緊急速報メール、防災情報 E メール、ツイッター等の警戒レベルの表記を変更します。

【文例】緊急速報メール（土砂災害警戒情報が発表され、警戒レベル 4 を発令する場合）

横浜市 【警戒レベル 4】 避難指示

こちらは横浜市です。

○月○日○時○分、横浜市北部の一部地域に避難指示を発令しました。

対象地域：即時避難指示対象区域としてあらかじめお知らせしている区域

3 市民の皆様への周知手段等

(1) 広報よこはま 6 月号

防災特集に、他の防災情報と併せて警戒レベル変更の内容を掲載します。

御確認をお願いいたします。

(2) 横浜市ホームページ

市ホームページにも警戒レベル変更の件を掲載します。（5 月中旬～）

(3) 広報用チラシ

内閣府が全国統一の広報用チラシを作成中です。完成後、区役所を通じて配布予定です。
（別紙参照）

(4) 内閣府からも国民に対し、出水期（6 月）までにメディア等で広く周知される予定です。

令和3年二月二日から

警戒レベル

4

ひなんしじ

避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、

すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。

警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。

これからは、

警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる

高齢者や障害のある人は、

警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁



ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



### 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。

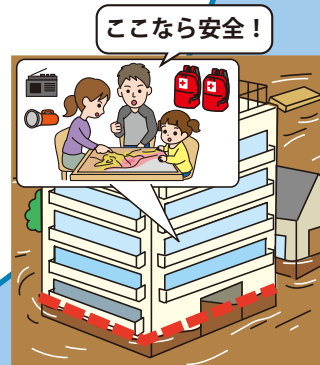


### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

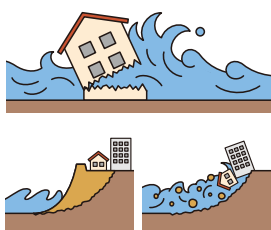
想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります

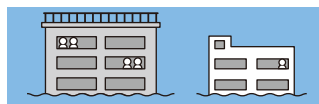
地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

- ② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

- ③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。